

芽室町議会ハラスメント防止条例（案）

ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を不当に侵害する行為であり、住民福祉の向上及び円滑な議会活動に支障をきたすとともに、議会に対する社会的信用及び信頼を失墜させることにつながる。

よって、議会がその役割を十分に発揮するため、互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通して、ハラスメントの防止及び排除に努め、町民から信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議員間又は議員から職員等へのハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定めることにより、良好な職場環境を確保して町政の効率的な運営に寄与し、もって町民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

- （1） 言葉、行為等により、相手の尊厳を傷つけ、精神的若しくは身体的な苦痛を与える行為、又は不快にさせる行為
- （2） 社会的又は性的な差別により、相手に不利益を与え、又は就業環境を害する行為
- （3） 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な業務の範囲を超えて、相手に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は就業環境を害する行為
- （4） 妊娠、出産、育児又は介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により、相手の就業環境を害する行為
- （5） 性的指向、性自認等の望まない情報の暴露（アウトティング）により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為

（議長の責務及び職務の代行）

第3条 議長は、ハラスメントの防止に努めるとともに、第6条の申出等があったときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

2 議長が前項の申出等の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに前項の申出等の対象となったときは議会運営委員長が、議長の職務を代行する。

（議員の責務）

第4条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つける人権侵害であることを深く認識し、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

2 議員は、自らの言動がハラスメントに該当すると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実関係の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

3 議員は、他の議員の言動がハラスメントに該当するおそれがあると認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するとともに、速やかに当該事態について議長に報告しなければならない。

(相談窓口)

第5条 議長は、ハラスメントに関する相談等に円滑かつ適切に対応するため、議会事務局内にハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

(相談及び苦情の申出)

第6条 ハラスメントによる被害を受けた者、又はその事実があると思料する議員若しくは職員等は、議長に対し、相談窓口を通じてハラスメントに関する相談及び苦情を書面（電子メール等を含む。）又は口頭により申し出ることができる。

2 議長は、前項の申出が職員等によるものであるときは、速やかに町長等（当該職員等の任命権者をいう。）に報告するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 議員は、前条の規定による申出等をしたこと、又は次条に規定する調査に協力したこと等を理由として、当該申出等をした者及び関係者に対し、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

(事実関係の把握及び有識者からの意見聴取)

第8条 議長は、第6条第1項の申出等があったときは、必要に応じて申出者、対象とされた議員その他の関係者に対し、事実関係を把握するための調査を行わなければならない。

2 議長は、前項の調査を公正かつ適正に行うため必要と認めるときは、外部の有識者から意見を聴取することができる。

(対応措置)

第9条 議長は、前条の調査等の結果、ハラスメントの事実が確認された場合は、当該議員に対し、指導、厳重注意、議会における陳謝、辞職の勧告その他改善のために必要な措置を講ずるものとする。

2 議長は、前項の措置を講ずるに当たり、事案の公表又は議員の氏名の公表を行う場合は、あらかじめ議会の承認を得なければならない。

(研修等)

第 10 条 議長は、ハラスメントの防止及び議員の意識向上を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(プライバシーの保護)

第 11 条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの保護に最大限の配慮をするとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。